

川北町行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、川北町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(掌握事項)

第2条 本部の掌握事項は次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定の及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革にかかる重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、各課（局、館）長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ召集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8年 1月 31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 3月 1日から施行する。

川北町行財政改革推進本部

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	会計管理者兼税務課長
〃	住民課長
〃	福祉課長
〃	産業経済課長
〃	土木課長
〃	学校教育課長兼社会教育課長
事務局	総務課長